

写

専 決 処 分 書

東日本大震災に係る東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難のため転入した世帯の国民健康保険税について、国による財政支援の延長をふまえて令和8年度においても引き続き免除等を行うため、東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入世帯に係る岩沼市国民健康保険税の免除に関する条例の一部を改正することについて、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年4月7日

岩沼市長 佐藤 淳 一

東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入世帯に係る岩沼市国民健康保険税の免除に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入世帯に係る岩沼市国民健康保険税の免除に関する条例（平成25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和7年度」を「令和8年度」に改める。

第2条第2項第3号に次のように加える。

ク 令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域

第2条第2項第4号中「令和6年中」を「令和7年中」に改める。

第3条第1号中「平成29年」を「平成30年」に、「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第2号中「平成28年中」を「平成29年中」に、「令和6年度」を「令和7年度」に、「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「令和7年4月分」を「令和8年4月分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入世帯に係る岩沼市国民健康保険税の免除に関する条例の規定は、令和8年度以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。